公益財団法人福井県スポーツ協会 役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会(以下「本会」という。)評議 員及び役員選任に関す規程第6条に規定する役員候補者選考委員会(以下「委員会」 という。)の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、評議員及び役員選任に関する規程第6条に規定する理事候補者の推薦に関する事項を所掌する。

(委員)

- 第3条 委員会に、次の委員を置く。
 - (1) 委員長1名
 - (2)委員若干名
- 第4条 委員は、評議員、監事又は学識経験者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 2. 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

- 第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集して、その議長となる。
- 2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3. この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年5月11日から施行する。